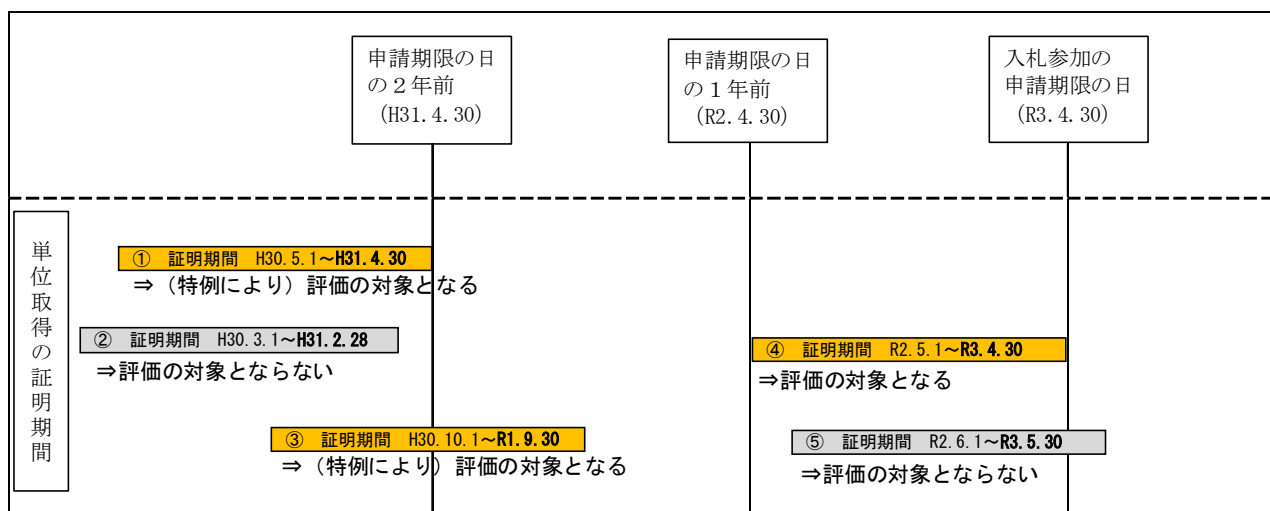


「配置予定技術者の継続教育（CPD）の取り組み状況」の特例措置概要

1 特例措置の内容

	特例措置適用前 (令和3年3月31日までに入札公告する工事に適用)	特例措置適用後 (令和3年4月1日以降入札公告する工事から適用)
証明期間	CPD 単位取得の証明書は、単位取得の証明期間の末日が、申請期限の日から過去1年以内のものを有効とする。	CPD 単位取得の証明書は、単位取得の証明期間の末日が、申請期限の日から過去2年以内のものを有効とする。(別図参照)

■別図：特例措置適用後の単位取得の証明期間と評価対象の関係
(※入札参加の申請期限の日が R3. 4. 30 の場合)



2 適用範囲

- ・ 一般工事用
 - ・ 災害復旧工事用
 - ・ 海上・海中工事用
 - ・ 一般工事用 (ICT 活用工事)
 - ・ 災害復旧工事用 (ICT 活用工事)
 - ・ 海上・海中工事用 (ICT 活用工事)
- 全てに適用する。

3 適用日

令和3年4月1日以降入札公告する工事から、当面の間適用する。

4 注意事項

本特例措置については、証明期間の末日が、入札参加申請期限の日から過去2年以内のものを有効とするもので、証明期間に応じた推奨する単位数に相当する数 (又は1/2に相当する数) が変更となるものではありません。

また、複数年を証明期間とする証明書の任意の1年間を抜き出して、その間の単位数を評価するものではありません。1年間の取組状況をもって評価を受ける場合には、改めてその期間に対応する証明書の交付を受けてください。